

農林水産省令第 号

農業保険法（昭和二十二年法律第八十五号）第七十六条第二項及び第七十七条第一項の規定に基づき、農業保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年 月 日

農林水産大臣 江藤 拓

農業保険法施行規則の一部を改正する省令

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>(農業収入の減少について補填を行う事業)</p> <p>第七十八條 法第七十六條第二項の農林水産省令で定める事業は、次に掲げる事業とする。</p> <p>一 野菜生産出荷安定法(昭和四十一年法律第百三三號)第十條第一項の生産者補給金(価格差補給金に限る。)を交付する事業及び野菜生産出荷安定法施行規則(昭和四十一年農林省令第三十六號)第九條第一項第一號の補給金(価格差補給金に限る。)(を交付する事業(これらの事業に係る交付金の対象とする期間が当該保険期間と重複している場合に限る。))</p> <p>二、四 (略)</p> <p>附則</p> <p>(保険資格者に関する特例等)</p> <p>第二十二條 法第七十七條第一項の規定による申込みをしたことがない者(同項の規定による申込みの承諾を受けたことがない者を含む。)(に対する第七十八條の規定の適用については、当分の間、同項中「次に」とあるのは、「第二号から第四号まで」とする。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合における法第八十一條の被保険者の保険期間中の農業収入金額は、第七十八條第一号に掲げる事業に係る交付金であつて事業規程に定めるものを対象農産物等の販売金額に含めて算定するものとする。</p>	<p>(農業収入の減少について補填を行う事業)</p> <p>第七十八條 法第七十六條第二項の農林水産省令で定める事業は、次に掲げる事業とする。</p> <p>一 野菜生産出荷安定法(昭和四十一年法律第百三三號)第十條第一項の生産者補給金(価格差補給金に限る。)を交付する事業、野菜生産出荷安定法施行規則(昭和四十一年農林省令第三十六號)第九條第一項第一號の補給金(価格差補給金に限る。)(を交付する事業及び独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則(平成十五年農林水産省令第百三三號)第三條第三号に掲げる事業(契約野菜収入確保モデル事業のうち収入補填タイプに限る。)(これらの事業に係る交付金の対象とする期間が当該保険期間と重複している場合に限る。))</p> <p>二、四 (略)</p> <p>附則</p> <p>(新設)</p>

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(農業経営収入保険に関する経過措置)

2 附則第二十二條の規定は、令和三年一月一日以後に保険期間が開始する農業経営収入保険の保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係から適用するものとし、同日前に保険期間が開始する農業経営収入保険の保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係については、なお従前の例による。